

公正入札調査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 本市が施行する建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副市長を委員長とし、委員として、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、水道部長、総務部次長、建設経済部次長又は建設課長、水道部次長及び教育次長をもって組織する。

2 副市長に事故あるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を選出する。

(調査審議事項)

第3条 委員会は、工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査・審議する。

(1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合に関する情報があった場合の対応

(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(3) 前各号のほか市長が必要と認めた事項

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合、委員長が招集する。

2 委員会を開催することができない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

3 委員会において調査審議が終了したときは、委員長はただちに市長にこれを報告しなければならない。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部財政課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。